

○ 診察室は、医師がプライバシーに配慮した面接や診察を行うため、最低でも2カ所確保することが望ましい。

○ 処置室吸入装置、吸引装置等身体的医療に必要な機器を設置する。

酸素、陰圧のための設備等は不要である。  
※ 感染症対策が必要な場合は、他の病院に一時的に転院することを想定  
※ 全身麻酔が必要な場合は、親病院の麻酔室等を利用することを想定

○ 集団精神療法室、作業療法室  
集団精神療法室は、1～3名程度の小規模な治療を行う部屋と、10人前後の集作業室は、最低でも5～6名程度の者に作業を提供できるスペースを確保する。

#### ④ 共用部門

○ 食堂・同室  
患者を促す環境を極力回避し、かつ、社会復帰に向けた自立的な取り組みを促す環境を確保することを目指す。なお、食堂として、2平方メートルに、定員数を乗じて得た面積以上を有しているものとする。

○ 喫煙室  
喫煙と安全管理の配慮から、喫煙できるデイルームの場所を限定する。なお、この場所には、換気装置等を設置する。